

## 令和8年度「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」のご案内

### 1 申請できる方

中央区に6か月以上お住まいの要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、日常的に自宅(在宅)で介護している家族の方(介護者といいます。)

※下記①～③のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ①介護を受けている方が中央区外に居住している場合
- ②介護を受けている方が病院・施設等に入院・入所している場合  
(例:病院・特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・  
有料老人ホーム・グループホーム 等 )
- ③介護を受けている方が申請時、要介護1以下または認定結果が出ていない場合  
※介護者が別居の場合は、介護の状況によって支給できない場合もあります。

### 2 事業の内容

食事・マッサージ共通券又は旅行券(プリペイドカード式)の中から、一種類1万円を単位として、合計3万円分を限度に年1回支給します。

※ 支給決定後の券の交換や再発行はできません。

申請をする前に、利用できる店舗や旅行券の使用方法を必ずご確認ください。

#### (1) 食事・マッサージ共通券について

区が指定する区内の飲食店(そば処)の利用及び区が指定する区内店舗でのマッサージ  
利用ができる券(1枚500円券)

《 使用期限 令和9年3月31日まで 》

- 飲食店を利用する場合は、店舗により出前又はお持ち帰りの対応が可能です。
- マッサージを利用する場合は、店舗により出張マッサージの対応が可能です。
- 食事・マッサージ共通券の利用店舗・サービス内容等一覧は、区のホームページやおとし  
より相談センター、高齢者福祉課の窓口でご確認ください。

裏面に続く→

## (2) 旅行券について

旅行代理店(JTB)発行の代理店店舗で利用できるカード型の旅行券(1枚1万円券)

《 使用期限 支給から10年程度 》

- プリペイドカード式のため、1円単位で利用できます。
- カード裏面の期限をご確認の上、期限内にご利用ください。

↓詳細はこちら



### 3 申請に必要な書類

- ① 在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業申請書…【全員】
- ② 介護者の方の住所・氏名が確認できる書類…【※介護者の住民票が区外にある方のみ】  
(例:介護者の運転免許証、マイナンバーカードのおもて面(顔写真がある面)、国民健康保険資格証明書(被保険者証)等のコピー)

中央区外にお住まいの介護者の方は、介護者の方の住所・氏名が確認できる書類のご提出をお願いします。

支給要件の確認等に必要のため、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

中央区ホームページにエクセル形式の申請書様式を公開しています。

「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」のページからダウンロードしてご利用ください。

↓中央区ホームページ

### 4 申請書類の提出先

- ① 中央区役所4階 高齢者福祉課
- ② 各特別出張所
- ③ 各おとしより相談センター



※なお、申請書類は郵送でも受け付けています。

### 5 提出・問合せ先

〒104-8404 中央区築地1-1-1

中央区福祉保健部高齢者福祉課高齢者サービス係

電話:03(3546)5355・5225